

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、介護保険における軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具貸与、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具貸与、住宅改修のサービスは、転倒、骨折予防により重度化を防ぎ遅らせることに役立ち、自立した生活の継続を実現している。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らし高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持にもつながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修のサービスの利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具貸与、住宅改修のサービスの利用が抑制され重度化が進み、結果として介護保険給付の適正化という目的に反し、高齢者の自立的な生活が阻害されることにより、給付費が増大するおそれがある。

よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修のサービスの見直しに当たっては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に則って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うよう強く要望する。

平成28年6月23日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長